

各府省庁補足説明資料

内閣府	P 1 ~ 4
文部科学省	P 5 ~ 8
厚生労働省	P 9 ~ 1 1
農林水産省	P 1 1 ~ 1 8
経済産業省	P 1 9
国土交通省	P 2 0 ~ 2 1

中心市街地活性化推進事業（内閣府地方創生推進事務局）

令和7年度概算要求額 〇.3〇億円
(令和6年度予算額 〇.25億円)

目的・事業概要

- 「人材確保」や「中心市街地活性化制度の認識不足」等の理由から中核市(人口20万人)未満の自治体での中心市街地活性化基本計画の活用が進んでいない。

※中核市以上：110市中54市が活用済、中核市未満：682市中97市が活用済

- 中活基本計画の活用を希望する自治体も中核市未満の自治体が多くを占め、地方創生の一つの手法として中活制度を活用した中心市街地活性化が引き続き重要。

※中活認定に関心がある自治体(中核市未満)：57市(令和7年度意向調査)

- 中心市街地活性化評価・推進委員会^(注1)(令和5年度)においても、中核市未満の自治体での取り組みを支援することが必要であるとされたことを踏まえ、これらの自治体への支援の質の向上を図る。

(注1) 中活法の附則に基づき施行状況及び必要な措置を議論する検討会

1. 中心市街地活性化外部人材活用促進事業

自治体における人材やノウハウの不足を補うため、外部人材を活用した成功事例を整理するとともにまちづくりに貢献できる外部人材との連携を強化することで、計画策定を行う自治体の負担を軽減。

2. 中心市街地活性化プログラム推進調査事業

中活認定に関心のある自治体が規模に相応しい計画策定ができるよう、これまでの中核市未満の事例を整理し、優良な取り組み事例の横展開を通じて中活制度の活用を促進。

事業イメージ・具体例

1. 『中心市街地活性化外部人材活用促進事業』



外部人材との意見交換会・研修会等の実施

中活関係者(自治体等)と外部人材とのネットワークの形成

2. 『中心市街地活性化プログラム推進調査事業』

中核市未満の自治体が必要とする事例の調査

効果的な事業の横展開

期待される効果

内閣府のハンズオン支援に加え、まちづくりに貢献できる外部人材の活用や過去の優良事例の横展開により、中核市未満の自治体の計画認定を促し、魅力ある地方のまちづくりを推進することで地方創生の実現を図る。

資金の流れ

国

委託費

民間事業者

※上記1, 2いずれも同様

デジタル田園都市国家構想交付金（内閣府地方創生推進室・地方創生推進事務局）

令和7年度概算要求額

1,200.0億円【うち重要政策推進枠300.0億円】
(令和6年度予算額 1,000.0億円)

事業概要・目的

- 「デジタル田園都市国家構想交付金」により、デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の取組を加速化・深化する。

デジタル田園都市国家構想交付金

デジタル実装タイプ

デジタル技術を活用し、地方の活性化や行政・公的サービスの高度化・効率化を推進するため、デジタル実装に必要な経費などを支援。

地方創生推進タイプ

観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組などを支援。

地方創生拠点整備タイプ

観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する拠点施設の整備などを支援。

地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ

産業構造転換の加速化に資する半導体等の大規模な生産拠点整備について、関連インフラの整備を機動的かつ追加的に支援。

(注) 本交付金の一部は、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行。

資金の流れ

交付金

国

(※地方財政措置を講じる)

都道府県
市町村

事業イメージ・具体例

○主な対象事業

【デジタル実装タイプ】



オンライン診療

【地方創生推進タイプ】

- 地方版総合戦略に位置付けられた地方公共団体の自主的・主体的な取組を支援（先駆型・横展開型・Society5.0型）
- 東京圏からのUIJターンの促進及び地方の担い手不足対策（移住・起業・就業型）
- 地域企業に対し、経営課題解決等に資するデジタル人材等のマッチングを支援（プロフェッショナル人材事業型）
- 省庁の所管を超える2種類以上の施設（道・汚水処理施設・港）の一体的な整備（地方創生整備推進型）

【地方創生拠点整備タイプ】

道の駅に隣接した観光拠点



子育て支援施設



スタートアップ支援拠点



【地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ】

大規模生産拠点
整備プロジェクト

選定

プロジェクト
選定会議

期待される効果

- 地方からデジタルの実装を進めるとともに、地方における安定した雇用創出など地方創生の推進に寄与する取組を進め、「デジタル田園都市国家構想」を推進する。

令和7年度概算要求額 393億円 + 事項要求 (245億円)

事業の目的

- 市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。

事業の概要

● 【対象事業】

- ・保育所整備事業
- ・公立認定こども園整備事業
- ・幼保連携型認定こども園整備事業
- ・小規模保育整備事業
- ・認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）
- ・防音壁整備事業
- ・防犯対策強化整備事業
- ・乳児等通園支援事業

実施主体等**【実施主体】** (私立) 市区町村**【設置主体】** (私立) 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等
(保育所及び認定こども園(保育所機能部分)については公立を除く)
(公立) 都道府県・市区町村**【対象施設】** 保育所、幼稚園（認定こども園への移行に伴うもの）、認定こども園、小規模保育施設
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業所 等
(保育所及び認定こども園(保育所機能部分)については公立を除く)**【補助割合】**

(私立) 国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4

(新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合) (※)

国：2／3、市区町村：1／1 2、設置主体：1／4

※要件については、待機児童数の状況や「新子育て安心プラン」以降の保育提供体制の確保の在り方を踏まえて見直しを行う。

(公立) 原則国1／3、設置者(市区町村) 2／3

※補助率は個別のメニュー等により異なる。また、沖縄分は内閣府において計上。

※乳児等通園支援事業の補助率は国1／2、設置者(市区町村) 1／2

【拡充内容】

特定非常災害指定された自治体について、発災後3年間補助率を嵩上げする。(1/2→2/3)

令和7年度概算要求額 45億円（10億円）

事業の目的

- 我が国の少子化は深刻さを増しており、静かな有事とも言える状況にある。令和4年に引き続き令和5年も出生数は80万人を割り込み、過去最少となり、政府の予測よりも早いペースで少子化が進んでいる。効果的な少子化対策の推進には、政府の取組に加え、住民に身近な地方公共団体が、地域の実情や課題に応じた取組を進めることが重要であることから、地方公共団体が行う少子化対策の取組を強力に推進するため、地域少子化対策重点推進交付金による取組を拡充する。

事業の概要

① 地域少子化対策重点推進事業

結婚、子育てに関する地方公共団体の取組（結婚に対する取組、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組）を支援する。

（1）ライフデザイン・結婚支援重点推進事業

・一般メニュー（補助率：2/3）

結婚支援センターの開設・運営、結婚支援を行うボランティアの育成・ネットワーク化 等

・重点メニュー（補助率：3/4）

自治体間連携を伴う取組、若い世代の描くライフデザイン等支援

結婚支援事業者との官民連携型結婚支援、AIを始めとするマッチングシステムの高度化・地域連携 等

（2）結婚支援コンシェルジュ事業（補助率：3/4）

（3）結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業

・一般メニュー（補助率：1/2）

結婚、妊娠・出産、子育て支援情報の「見える化」支援 等

・重点メニュー（補助率：2/3）

自治体間連携を伴う取組、地域全体で結婚・子育てを応援する機運の醸成、男性の育休取得と家事・育児参画の促進 等

② 結婚新生活支援事業

結婚に伴う新生活を経済的に支援するため、地方公共団体が新婚世帯を対象に家賃・引越費用等を補助する取組を支援する。

・一般コース（補助率：1/2）

・都道府県主導型市町村連携コース（補助率：2/3）

【対象世帯所得】500万円未満 【交付上限額】夫婦共に29歳以下：60万円

夫婦共に39歳以下（上記世帯を除く）：30万円

実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村等

公立学校施設の整備

新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現～Schools for the Future～

令和7年度要求・要望額

2,048億円

+事項要求

(前年度予算額

683億円)



背景

- 学校施設の老朽化がピークを迎える中、子供たちの多様なニーズに応じた教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備が必要。
- 中長期的な将来推計を踏まえ、首長部局との横断的な協働を図りながら、トータルコストの縮減に向けて計画的・効率的な施設整備を推進。
- 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、脱炭素社会の実現に貢献する持続可能な教育環境の整備を推進。

①新時代の学びに対応した教育環境向上と老朽化対策の一体的整備の推進

- 学校施設の長寿命化を図る老朽化対策
- バリアフリー化、特別支援学校の整備
- 他施設との複合化・集約化、校内ネットワーク環境の整備

②防災・減災、国土強靭化の推進

- 非構造部材の耐震対策等
- 避難所としての防災機能強化
- 空調設置、洋式化を含めたトイレ改修等

③脱炭素化の推進

- 学校施設のZEB化
(高断熱化、LED照明、高効率空調、太陽光発電等)
- 木材利用の促進（木造、内装木質化）

老朽化対策と一体で多様な学習活動に対応できる多目的な空間を整備



他施設との複合化により学習環境を多機能化しつつ、効率的に整備



激甚化・頻発化する災害への対応



能登半島地震における外壁・内壁落下

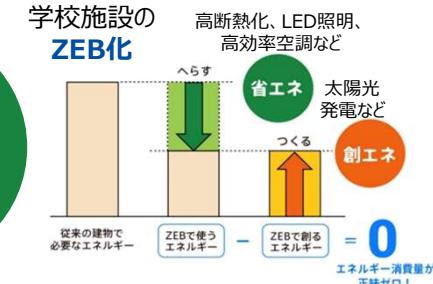
避難所としての防災機能強化



バリアフリートイレの整備



柱や内装に木材を活用し、温かみのある学習環境や脱炭素化を実現



具体的な支援策

制度改正

- 特別支援学校の教室不足解消に向けた環境整備等のための改修等の補助率引上げ（1/3→1/2）の時限延長（令和11年度まで）
- 屋外教育環境の整備に関する事業の補助時限の延長（令和11年度まで）

単価改定

標準仕様の抜本的見直しや物価変動の反映等による増
対前年度比 +19.6%
小中学校校舎（鉄筋コンクリート造の場合）
R6:296,000円/m² ⇒ R7:354,100円/m²

（担当：大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課）

体育・スポーツ施設整備 (学校施設環境改善交付金等)

令和7年度要求・要望額：4,810,000千円

(前年度予算額：3,228,456千円)

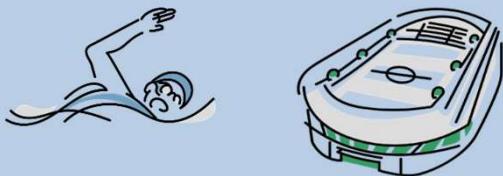


事業開始年度

平成23年度～

- ▶ 自治体が整備する体育・スポーツ施設に対して学校施設環境改善交付金を交付することにより、以下を推進する。
- 地域のスポーツ環境の充実
 - 2050年カーボンニュートラル達成に向けて、脱炭素社会の実現に寄与する環境整備

スポーツをする場の確保



- 学校のプール、武道場の新改築等
- 地域の拠点となる運動場、体育館、プール、武道場等の新改築等

※改築：既存の施設を全部取り壊し、更地にしてから同様の施設を造る工事

国土強靭化の推進



避難場所の活用

- 地域のスポーツ施設の耐震化（構造体・非構造体）
- スポーツ施設の空調整備

脱炭素社会の推進



- 地域のスポーツ施設に再生可能エネルギーを整備
- CO₂排出減に寄与する整備を支援

補助対象

地方公共団体

算定割合

1 / 3 補助 ※災害対応の浄水プール等は1/2

R7制度改正

- 社会体育施設以外の公共施設（公立図書館等）を相手方とする、社会体育施設の複合化・集約化について、補助率を1/2に引上げ
- 学校利用を前提とした社会体育施設のプールを新改築する場合、補助率を1/2に引上げ
- 学校水泳プールの老朽化改修にかかる費用の補助対象化

事業開始年度

令和5年度～

- ▶ 地域スポーツクラブ活動で必要な用具の保管のための用具庫等、運動部活動の地域スポーツクラブ活動への移行に資する施設について、整備・改修（48.1億円の内1,000万円）を支援する。

補助対象

地方公共団体

補助対象となる学校種

公立中学校

算定割合

1 / 3 補助

効果

- ✓ 災害に強く、災害時にも快適に過ごせるスポーツ施設を整備することで、災害に強いまちづくりに繋がる。
- ✓ 環境にやさしい地域のスポーツ施設を増やし、脱炭素社会の実現に貢献する。
- ✓ 地域スポーツクラブ活動に必要な整備・改修を支援することで、地域のスポーツ環境整備を促進する。

国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業

令和7年度要求・要望額
(前年度予算額)

13,431百万円+事項要求
11,334百万円)



現状・課題

国宝・重要文化財建造物は、滅失してしまえば取り返しのつかないものであるが、経年等による劣化は避けられない。文化財建造物を確実に次世代に継承するため、所有者等が適切な周期で安定的に保存修理を実施できるよう支援する必要がある。

地域の宝でもある国宝・重要文化財建造物は、観光振興等の核として地域の活性化に寄与するものであることから、公開活用等の取り組みについても支援し、文化財建造物の活用を促進する必要がある。

事業内容

- 補助対象事業
 - (1) 根本修理
 - (2) 維持修理
 - (3) 特殊修理
 - (4) 保存修理（近現代建造物）
 - (5) 情報発信
 - (6) 先端技術活用
 - (7) 公開活用事業
 - (8) 環境保全等



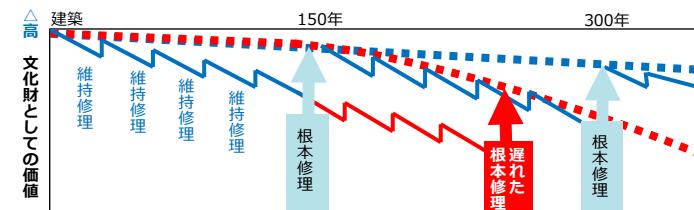
維持修理

重要文化財 大宰府天満宮本殿
屋根葺替えの様子（福岡県）

- 補助事業者：所有者、管理団体等
- 補助金の額：原則、補助対象経費の50%

※財政状況による補助率の加算あり（最大35%）

根本修理の周期差による文化財的価値の変化比較図



※伊原恵司氏（文建協調査室長）の研究論文（1990年）による

公開活用



環境保全



展示解説整備



保存管理施設の設置



情報発信 (パンフレット)



アウトプット（活動目標）

適正な修理周期で修理するための事業規模の確保

令和8年

161件

（年間の木造建造物の修理事業実施件数）

文化財の匠プロジェクト（令和3年12月24日 文部科学大臣決定）に基づく目標値

短期アウトカム（成果目標） 修理周期の適正化（木造建造物）

適正な修理周期

維持修理 30年

根本修理 150年

長期アウトカム（成果目標）

我が国の歴史や文化の理解に欠くことのできない貴重な文化財の劣化進行を抑制し、経済的にも合理的な時期に修理を行うことで、保存と活用の好循環を図る。

担当：文化資源活用課

伝統的建造物群基盤強化

令和7年度要求・要望額 1,921百万円+事項要求
(前年度予算額 1,567百万円)



現状・課題

伝統的建造物群は、周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している集落や町並みであり、市町村がこうした地区の保存・活用を図るものうち、特に価値の高いものを国が「重要伝統的建造物群保存地区」（以下「重伝建地区」）に選定し、市町村の取組を支援している。

重伝建地区は、門前町や宿場町、商家町など観光資源としての人気も高いが、修理や修景、防災環境の整備が進んでいないなどの課題がある。地区全体の魅力と安全性を向上させ、観光振興や地方創生を図る必要がある。



たつの市龍野伝統的建造物群保存地区の修理事例

事業内容

● 補助対象事業

- (1) 伝統的建造物群の保存・対策、
防災対策に係る調査
- (2) 修理・修景・公開活用整備
- (3) 防災・耐震
- (4) 買上
- (5) 先端技術の活用

● 補助事業者：市町村

● 補助金の額：原則、補助対象経費の1/2

伝建地区を社会基盤として体系的に捉え地区全体の魅力と安全性を向上

修理・修景、防災・耐震の促進



〈秋田県 仙北市角館〉
修景事業で新築した建造物



〈福島県 下郷町大内宿〉
防災事業で整備した放水銃

公開活用



〈佐賀県 嬉野市塩田津〉
公開活用施設

先端技術の活用



〈静岡県 焼津市花沢〉
石垣耐震補強のためのレーダー探査

文化の継承

地区の安全

地域の創生

観光の振興

アウトプット（活動目標）

- 重伝建地区の修理・修景等を実施した
- 地方公共団体の数

令和6年度	令和7年度
108	108

短期アウトカム（成果目標）

- 重伝建地区の文化財としての価値の維持と向上
- 重伝建地区の環境保全及び公開活用の促進
- 重伝建地区の防災環境の向上

長期アウトカム（成果目標）

- 地域の歴史や文化をいかしたまちづくりの推進
- 地域の活性化や観光拠点としての魅力向上
- 地域の文化財の保存・活用に対する国民の機運醸成に寄与。

医療提供体制施設整備交付金の概要

I 予算額

令和6年度予算額

2,555,264 千円

令和7年度概算要求額

→ 2,794,410千円

II 要旨

医療計画制度の実効性を確保し、医療提供体制強化を図る観点から、都道府県の作成した「医療計画に基づく事業計画」により、都道府県が自主性・裁量性を発揮できる助成制度の仕組みとして、救急医療施設、周産期医療施設等の施設整備を支援するもの。

III 「計画に基づく施策の実施（施設）」に対して助成を行う

医療計画

都道府県は「医療計画に基づく事業計画」を策定

「医療提供体制施設整備交付金」を各都道府県に交付

IV 交付対象

- 注1) 公立(都道府県、市町村、地方独立行政法人、一部事務組合、広域連合)は補助対象外
注2) 公的…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会

補助対象事業《メニュー区分》	公的	民間	独法	調整率	補助対象事業《メニュー区分》	公的	民間	独法	調整率
休日夜間急患センター	○	○	○	0.33	特殊病室施設	○	○	○	0.33
病院群輪番制病院及び共同利用型病院	○	○	○	0.33	肝移植施設	○	○	○	0.33
救急ヘリポート	○	○	○	0.33	治験施設		○	○	0.33
ヘリポート周辺施設整備	○	○	○	0.33	特定地域病院	○	○	○	0.33
(地域)救命救急センター	○	○	○	0.33	医療施設土砂災害防止施設整備事業	○	○	○	0.5
小児救急医療拠点病院	○	○	○	0.33	南海トラフ地震に係る津波避難対策	○	○	○	0.33
小児初期救急センター施設	○	○	○	0.33	アスベスト除去等整備	○	○	○	0.33
小児集中治療室	○	○	○	0.33	医療機器管理室		○	○	0.33
小児医療施設	○	○	○	0.33	地球温暖化対策	○	○	○	0.33
周産期医療施設	○	○	○	0.33	看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設(民間は一部)	○	○	○	0.33
地域療育支援施設	○	○	○	0.5	地域拠点歯科診療所施設	○	○	○	0.5
共同利用施設(開放型病棟等)		○	○	0.33	医療施設浸水対策事業	○	○	○	0.33
医療施設近代化施設	○	○	○	0.33					
基幹災害拠点病院	○	○	○	0.5					
地域災害拠点病院	○	○	○	0.5					
腎移植施設	○	○	○	0.33					

V 調整率

➤ 調整率 0.5、0.33

社会福祉施設等施設整備費補助金

令和6年度予算額

45億円

令和7年度概算要求額

70億円 + 事項要求

(国土強靭化分)

(令和5年度補正予算 102億円)

- 地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう障害者の障害福祉サービス等の基盤整備を図る。
(補助率：国1／2、都道府県・指定都市・中核市1／4、設置者1／4)

主な整備区分：創設…新たに施設を整備すること。

増築…既存施設の現在定員の増員を図るために整備すること。

改築…既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。

大規模修繕等…老朽化した施設の改修や入所者等のニーズに合わせた施設の改修等整備をすること。

日中活動系サービス等の充実・ 地域移行の推進

- 障害者の社会参加支援及び地域移行支援を更に推進するため、就労移行支援、就労継続支援事業所等の日中活動系サービス事業所やグループホーム等の整備促進を図る。



生活保護施設等の整備

- 生活保護法、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設（救護施設、授産施設、女性自立支援施設等）等の整備に要する経費の一部を補助することにより施設入所者等の福祉の向上を図る。



【事項要求】

「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）で示された障害関係施設等の防災・減災対策に必要な経費は、事項要求とし予算編成過程で検討。

耐震化・防災対策の推進

- 障害者が利用する施設の安全・安心を確保するため、「防災、減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に基づき、耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策を推進する。



令和7年度概算要求額 1,804億円（1,804億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築する。



2 事業費・財源構成

事業費

政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容・事業費を定めることとなっている。

【事業費の上限】

① 介護予防・日常生活支援総合事業

「事業移行前年度実績」×「75歳以上高齢者の伸び率」

※ 災害その他特別な事情がある場合は、個別協議を行うことが可能

② 包括的支援事業・任意事業

「26年度の介護給付費の2%」×「65歳以上高齢者の伸び率」

財源構成

① 介護予防・日常生活支援総合事業

1号保険料、2号保険料と公費で構成（介護給付費の構成と同じ）

② 包括的支援事業・任意事業

1号保険料と公費で構成（2号は負担せず、公費で賄う）

	①	②
国	25%	38.5%
都道府県	12.5%	19.25%
市町村	12.5%	19.25%
1号保険料	23%	23%
2号保険料	27%	-

3 実施主体・事業内容等

実施主体

市町村

事業内容

高齢者のニーズや生活実態等に基づいて総合的な判断を行い、高齢者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、継続的かつ総合的にサービスを提供する。

① 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者等の支援のため、介護サービス事業所のほかNPO、協同組合、社会福祉法人、ボランティア等の多様な主体による地域の支え合い体制を構築する。あわせて、住民主体の活動等を通じた高齢者の社会参加・介護予防の取組を推進する。

ア 介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス、介護予防ケアマネジメント

イ 一般介護予防事業

介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、一般介護予防事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業

② 包括的支援事業

地域における包括的な相談及び支援体制や在宅と介護の連携体制、認知症高齢者への支援体制等の構築を行う。

ア 地域包括支援センターの運営

介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

イ 社会保障の充実

在宅医療・介護連携の推進、生活支援の充実・強化、認知症施策の推進、地域ケア会議の開催

③ 任意事業

地域の実情に応じて必要な取組を実施。

介護給付費等費用適正化事業、家族介護支援事業 等

○中心市街地における食品流通の円滑化を促進する事業の概要

<概要>

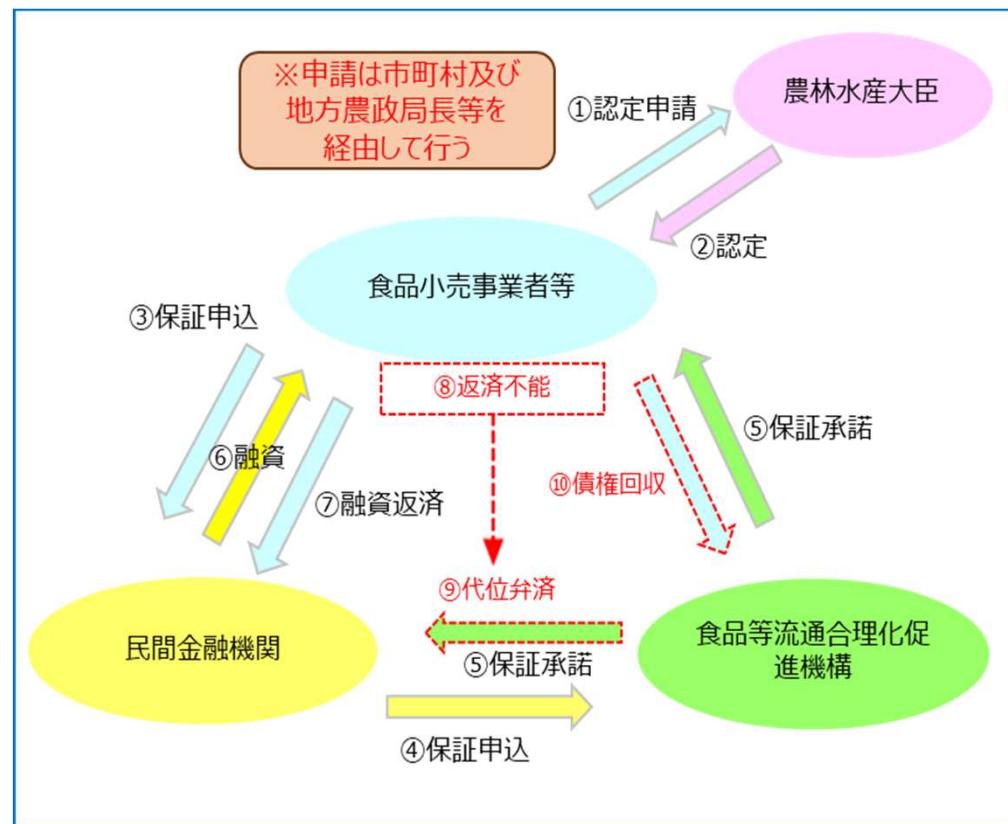
民間事業者が認定中心市街地において、近年の中心市街地の衰退や商店街の空洞化問題に対処するため、駐車場、休憩所等の消費者利便性を備えた食品商業集積施設を整備することにより、**中心市街地における食品流通の円滑化を図る事業**に対し、**農林水産大臣が特定民間中心市街地活性化事業計画**の認定を行う。認定を受けた者は、**食品等流通合理化促進機構**による**債務保証等**を受けることができる。

<認定基準・債務保証の概要>

●認定基準

- (1) 中心市街地食品流通円滑化事業の目標が基本方針に定める中心市街地食品流通円滑化事業の趣旨に照らして適切なものであること
(2) 中心市街地食品流通円滑化事業の内容が、以下の要件を満たし、食品小売業者の店舗の集積効果により消費者利便の確保と食品小売業の活性化を図るものであること
ア 食品小売業者の店舗が5店舗以上集積していること
イ 生鮮食品（青果、鮮魚又は食肉をいう。）の小売業者の店舗が存在すること
ウ 当該施設における食品の小売業を主たる事業として行う者の店舗数の割合が3分の2以上であること
エ 駐車場、休憩所等の消費者利便施設が一体的に整備されていること
(3) 事業計画に記載されている当該事業の実施時期並びに当該事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法が当該事業を確実に遂行するため適切なものであること

<手続きの概略図>



●債務保証の概要

・対象資金の種類

対象事業の実施に必要な設備資金（土地を含む）及び運転資金（試験研究費、試作費、市場調査費、原材料調達費、販売促進費等）

・保証限度額

1事業者当たり4億円以下

・保証期間

設備資金：20年以内（うち据置期間は3年以内）

運転資金：5年以内（うち据置期間は1年以内）

・保証料

借入金元本に係る保証残高に対して、一定の保証料率（年0.8%以内）を乗じた額。

・保証割合の上限

①ア、5年以上の経営実績がある場合

イ、地方公共団体が直接若しくは間接出資している場合

} ……借入金元本等の90%

②①以外の場合……借入金元本等の50%

農村集落基盤再編・整備事業（農山漁村地域整備交付金）

事業の概要

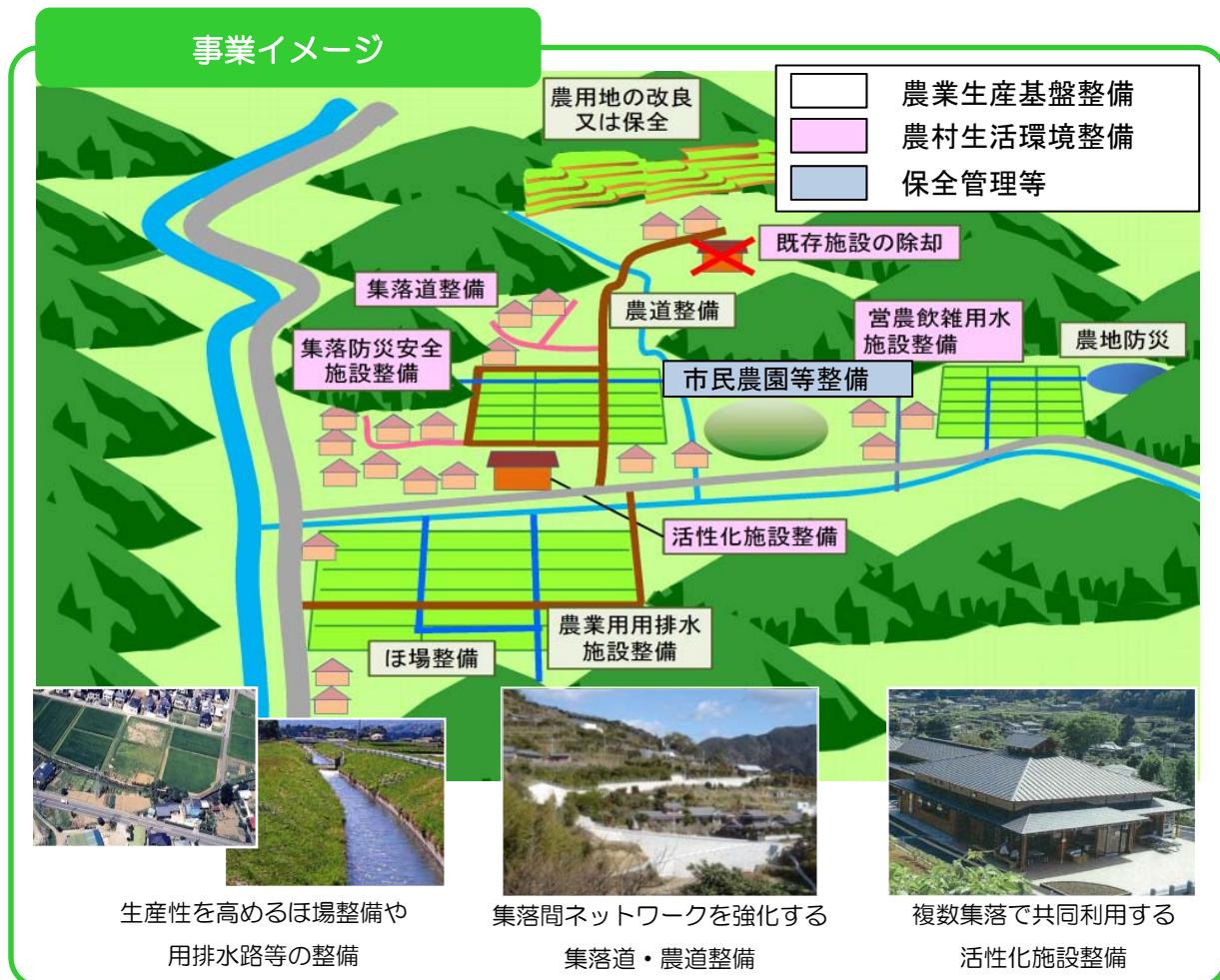
都道府県又は市町村が策定する農村振興基本計画等に即し、農地や農業用用排水施設などの農業生産基盤整備と併せて農業集落道や農業集落排水施設などの農村生活環境整備及び耕作放棄地対策を総合的に実施。

＜特徴＞

- 農村地域を総合的に整備することにより、秩序ある土地利用、生活環境の改善など、農業生産基盤と生活環境の両面で質の高い環境整備が可能です。
- 農業の生産条件等が不利な中山間地域においても、農業生産基盤整備と併せて農村生活環境整備及び耕作放棄地対策を総合的に実施することにより、中山間地域における農業・農村の活性化を支援します。

事業メニュー

区分	事業種類	事業内容
農業生産基盤整備	(1)農業用用排水施設整備 (2)農道整備 (3)は場整備 (4)農用地開発 (5)農地防災 (6)客土 (7)暗渠排水 (8)農用地の改良又は保全	農業用用排水施設の整備 農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の整備 農用地の区画整理、これと関連する整備 農用地の造成とこれに附帯する施設の整備 農用地及び農業用施設の自然災害の発生を未然に防止するための施設の整備 農用地につき行う客土 農用地につき行う完全暗渠の整備 農用地の改良又は保全に必要な整備
農村生活環境整備	(1)農業集落道整備 (2)営農飲雜用水施設整備 (3)農業集落排水施設整備 (4)集落防災安全施設整備 (5)用地整備 (6)活性化施設整備（中山間のみ） (7)地域農業活動拠点施設整備 （中山間以外） (8)集落環境管理施設整備 (9)交流施設基盤整備（中山間のみ） (10)情報基盤施設整備 (11)市民農園等整備 (12)生態系保全施設等整備 (13)地域資源利活用施設整備 (14)施設補強整備 (15)施設環境整備 (16)歴史的土地改良施設保全整備 (17)施設集約整備 (18)交換分合 (19)集落土地基盤整備	農道を補完する集落周辺の道路の整備 家畜、園芸、洗浄など営農飲雜用水施設の整備 雨水を排除する施設等の整備 集落の防災安全のために必要な施設の整備 非農用地の整備、農業施設用地の整備 農業生産活動等の拠点等多目的施設の整備 農業生産活動、地域保全活動等の拠点施設の整備 農産廃棄物等の処理、再利用施設の整備 多目的広場等や附帯する施設の整備 施設の遠隔管理システム、防災情報システムの整備 市民農園の整備及び附帯する施設の整備 自然・生態系保全施設、修景施設等の整備 地域資源を活用し農業生産を補完する施設の整備 農業施設の安全性の確保に必要な補強整備 高齢者・障害者の利用に資する農業施設の改修整備 歴史的土改施設の補強等の保全整備 農業農村施設の撤去、撤去跡地の整備 農用地等の交換分合 必要な範囲内の農振白地の農用地の改良・保全整備
保全管理等整備	(1)高付加価値農業基盤整備 (2)附帯整備 (3)用地整備 (4)市民農園等整備 (5)生態系保全施設整備 (6)遊水池整備 (7)土地改良施設撤去及び跡地整備 (8)交換分合	高付加価値農業の営農に必要な用水及び排水整備 既設高付加価値農業に係る施設の撤去・移転 耕作放棄地等の利活用のための用地整備 市民農園の整備及び附帯する施設の整備 生態系の保全に資する施設の整備 周辺地域からの流水の一時貯留施設等の整備 土地改良施設の撤去及び跡地整備 農用地等の交換分合

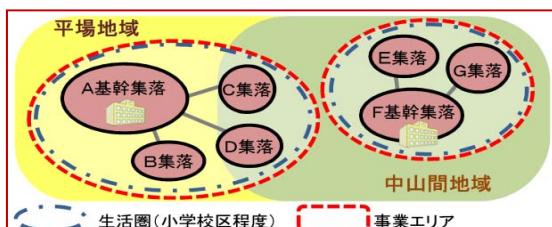


○事業体系

農山漁村地域整備交付金

- └ 農村集落基盤再編・整備事業
 - ─ 集落基盤再編型
 - ─ 中山間地域総合整備型
 - ─ 農地環境整備型
 - ─ 実施計画策定型

○平場から中山間まで一体的に再編・整備



<交付先等>

- 集落基盤再編型
 1. 交付先：都道府県、市町村
 2. 事業実施主体：都道府県、市町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合等
 3. 交付率：1／2等
- 中山間地域総合整備型
 1. 交付先：都道府県、市町村
 2. 事業実施主体：都道府県、市町村
 3. 交付率：55%等
- 農地環境整備型
 1. 交付先：都道府県、市町村
 2. 事業実施主体：都道府県、市町村
 3. 交付率：55%等

※沖縄振興公共投資交付金においても上記事業に対する支援が可能

「農地環境整備型」実施イメージ

耕作放棄地が介在する地域において、営農の再開が見込めない区域と営農を継続し生産性向上を図る区域を計画的に区分し、耕作放棄に伴う悪影響の除去又は耕作放棄地の利活用を通じた国土・環境保全と、優良農地の生産性向上を図るために整備を一体的に実施。

事業実施前



事業実施後



「生産区域」(凡例:)

・農業生産性の向上を目的とした基盤整備

「保全管理区域」(凡例:)

・保全管理、利活用による周辺農地への悪影響の除去

農山漁村地域整備交付金のうち 地域用水環境整備事業（公共）

対策のポイント

農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に、農業用水の有する地域用水機能の維持・増進を図るため必要となる整備を実施。

（地域用水機能）

農業用水は農業水利施設を通じて、農業生産以外に、生活用水、防火用水、消流雪用水、水質浄化用水、景観・生態系保全、親水など地域用水として多面的な機能を有しています。

政策目標

地域住民や都市住民のニーズに対応した生活環境の質的向上、農業用水の有する多面的な機能の適切な發揮

<内容>

1. 地域用水環境整備型

農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に、農業用水の有する地域用水機能の維持・増進を図るための整備を実施します。

具体的には、以下の施設を整備します。

- ①親水・景観保全施設、②生態系保全施設、③地域防災施設、④渇水対策施設、
⑤利用保全施設、⑥地域用水機能増進施設、⑦小水力発電施設

2. 歴史的施設保全型

国の登録文化財等、文化財としての価値を有する農業水利施設等の土地改良施設を対象に、その歴史的な価値に配慮しつつ、施設の補修等を実施します。

補助率：1は農林水産省、北海道、離島50%、奄美52%、
沖縄2／3（ただし、⑦等の単独施設整備は50%）
2は50%（ただし沖縄にあっては75%）
事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区、その他団体

[お問い合わせ先：農振興局水資源課 （03-3502-6246）]

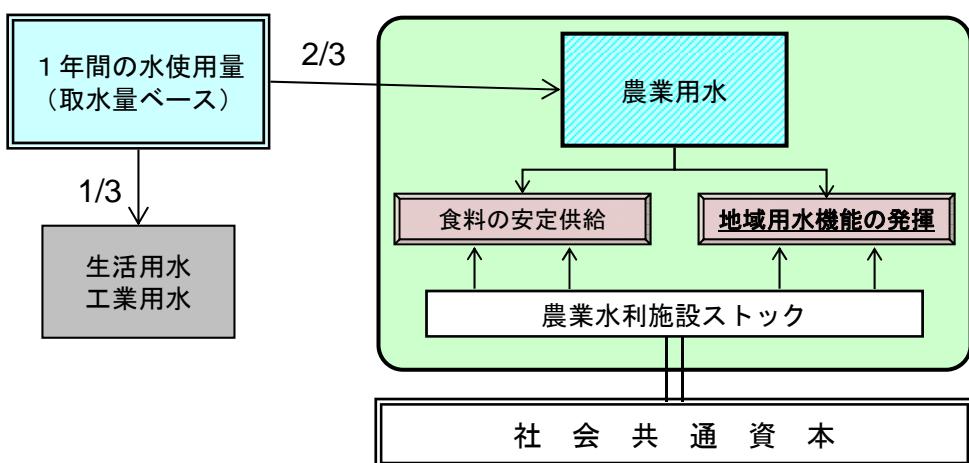
農山漁村地域整備交付金のうち地域用水環境整備事業

(現状)

- 農業用水の年間取水量は、我が国の水使用量の3分の2に相当。

(背景)

- 農業用水は、昔から「地域の水」として人々の生活に密着し、炊事、洗濯等の生活用水や消雪用水などの地域用水機能を発揮。
- また、農村地域の景観形成や親水、生態系保全を通じて、地域住民や都市からの来訪者に「うるおい」や「やすらぎ」を提供。



- 農業水利施設の適切な保全管理・整備と一体的に、農業用水の有する多面的な機能(地域用水機能)の発揮や、自然に恵まれた緑地空間の形成等を図ることにより、地域住民にも開かれた魅力ある農村空間の形成を推進。



親水機能

水深を浅くし、自然石を護岸に用いるなど、子どもたちが水に親しめるようにしています。



消流雪用水機能

冬には消流雪用水路として、住民の生活に欠くことのできない役割を担っています。



生態系保全機能

野生生物や魚類などの生息を助け、自然生態系の機能を再生しています。



生活用水機能

農作物や農機具などの洗い場として、昔から広く利用されています。

○食品流通拠点整備の推進（強い農業づくり総合支援交付金の一部）

【令和7年度予算概算要求額 20,200（12,052）百万円の内数】

<対策のポイント>

卸売市場の物流機能を強化し、将来にわたって生鮮食料品等の安定供給を確保するため、物流の標準化やデジタル技術等の活用による業務の効率化・省力化、防災・減災への対応を図り、幹線輸送、有機農産物や小口需要対応、輸出拡大の拠点となり得る卸売市場施設等の整備を支援します。

<事業目標>

- 物流の効率化に取り組む地域を拡大
- 流通の合理化を進め、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を削減（10% [2030年度まで]）等

<事業の内容>

1. 卸売市場施設整備

生鮮食料品等の流通の確保のための機能の高度化、輸出拡大、防災・減災対策を実現するため、

- ① 物流の効率化・自動化・省力化
- ② 共同輸配送等に対応する物流機能の強化
- ③ デジタル化・データ連携の強化
- ④ 品質・衛生管理の高度化
- ⑤ 分荷機能の強化
- ⑥ 輸出先国までのコールドチェーン・衛生管理基準の確保
- ⑦ 災害時の物資調達・供給拠点機能の強化

等に資する卸売市場施設の整備を支援します。

2. 共同物流拠点施設整備

物流効率化やCO₂排出削減に資する共同配送・モーダルシフトのためのストックポイント等の共同物流拠点施設の整備を支援します。

<事業イメージ>

1. 卸売市場施設整備



全天候型で、左右どちらにも荷下ろし可能な中央通路



外気の影響を受けない
ドックシェルター



需要に対応した大小の定温施設



データ連携・デジタル化
による業務の改善



自動搬送装置



加工処理施設

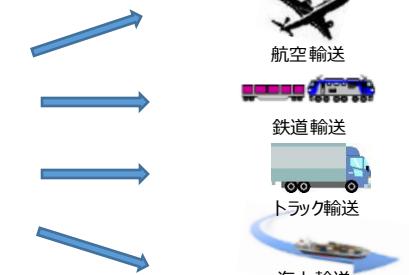


非常用電源

2. 共同物流拠点施設整備



共同物流拠点



航空輸送



鉄道輸送



トラック輸送



海上輸送

[お問い合わせ先] 大臣官房新事業・食品産業部食品流通課 (03-6744-2059)¹⁸

<事業の流れ>

交付（定額）

4/10、1/3以内



特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の概要

経済産業大臣が認定する商業施設整備事業の認定スキーム

※中活計画に基づく事業であって特に経産大臣の認定を得たもの

中心市街地活性化基本計画に基づき、

- ①意欲的な目標を掲げ（年間来訪者数が、中心市街地の居住人口の4倍以上等）
- ②中心市街地の経済活力を向上させる波及効果があり
- ③地元からの強いコミットメントがある

民間商業施設整備プロジェクトに対して

経済産業大臣が認定し、**低利融資**等の支援を実施。

● 低利融資

日本政策金融公庫からの**低利融資**

(特利3 : 0.60~1.10 %, 貸付額最大7.2億円)

※特利3は令和6年3月時点。実際の利率は日本政策金融公庫の判断により

※上記利率は標準的な貸付利率です。

適用利率は、信用リスク（担保の有無を含む）等に応じて、所定の利率が適用されますので、詳しく述べは日本政策金融公庫中小企業事業の窓口にお問い合わせください。



特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経産大臣認定要件

認定実績：19件

① 意欲的な数値指標を達成することが、当該事業の事業計画に照らして十分に見込まれること（以下のいずれか）。

- 「年間来訪者数」が、中心市街地の居住人口の4倍以上であること。
- 「年間売上高」が、中心市街地の年間小売商品販売額の1%以上であること。
- 「年間平均雇用人数」が、50人以上であること。

② 中心市街地及び周辺地域の経済活力を向上させる波及効果があること。

- 来訪者、就業者又は売上高の増加が、事業実施区域に止まらず、当該事業実施区域を含んだ中心市街地及びその周辺地域に対して、どのような形で寄与するか説明されていること。

③ 地元住民等の強いコミットメントがあること（以下のいずれか）。

- 当該市町村から当該事業に要する経費の相当部分について負担が行われていること。
- 当該市町村の議会において、当該事業を推進すべきである旨の決議がなされていること。
- 当該事業実施区域の地権者から当該事業者に対し、安価な地代での土地の貸付けが行われていること。
- 当該中心市街地の相当数の住民、商業・サービス業者から、当該事業者が出資、貸付け又は寄附を受けていること。

④ 当該市町村に都市再生特別措置法に係る立地適正化計画（※）がある場合は、これに適合していること。

（※）立地適正化計画：居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等の都市機能の誘導により、コンパクトシティ化を推進する計画。

中心市街地共同住宅供給事業

事業概要

※優良建築物等整備事業(市街地住宅供給型中心市街地共同住宅供給タイプ)による支援

「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき、中心市街地における優良な共同住宅供給を支援することによって、街なか居住の推進を図り、中心市街地の活性化に寄与する。

主な事業要件

- 内閣総理大臣により認定を受けた中心市街地活性化基本計画の区域内で行われる中心市街地共同住宅供給事業(法定事業)
- 優良な住宅を10戸以上供給(延べ床面積の1/2以上が住宅)

対象地域

- 中心市街地活性化基本計画の区域内

敷地及び建築物の基準

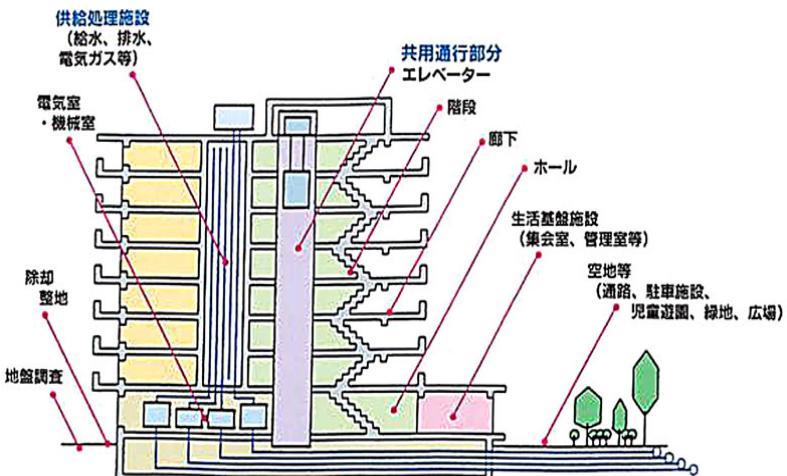
- 敷地面積が概ね500m²以上
- 地上3階以上で、耐火建築物または準耐火建築物であること
- 共用通行部分で交付対象となるものは、高齢者等の通行に支障が生じないようバリアフリー化等がなされていること
- 建ぺい率に応じた一定以上の空地が確保されていること
- 敷地が原則として幅員6m以上の道路に4m以上接すること

施行者

地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者 等

補助対象費用

- 調査設計計画
(基本構想作成、事業計画作成、地盤調査、建築設計)
- 土地整備
(建築物除却等費、補償費)
- 共同施設整備
(空地等の整備、供給処理施設、共用通行部分整備費等)



補助率

補助対象に対して国1／3、地方1／3、民間1／3

{ 長期優良住宅の整備を含む場合は、
国:2/5、地方:2/5、民間:1/5 }

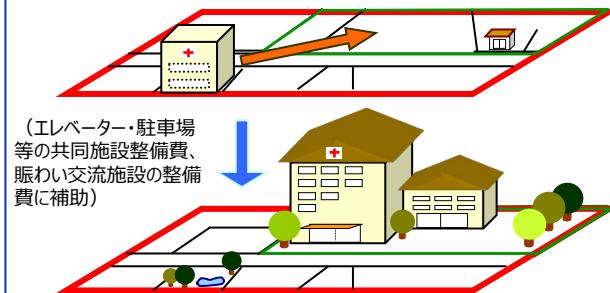
中心市街地の再生を図るため、内閣総理大臣による中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区について、都市機能のまちなか立地、空きビル再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援することにより、まちなかに公共公益施設等の都市機能等の導入を図る。

補助内容



都市機能まちなか立地支援

公共公益施設の整備に対し、補助



空きビル再生支援

空きビル等の公共公益施設・集客施設への改修に対し、補助



賑わい空間施設整備

多目的広場等の公開空地の整備に対し、補助



施行区域

三大都市圏の指定市及び
特別区を除く区域であること

対象施設

- ① 認定基本計画への位置付け
- ② 地階を除く階数が原則として3階以上※1※2※3
- ③ 耐火建築物等又は準耐火建築物等※1※2※3
- ④ 地区面積（敷地面積及び当該敷地に接する道路の面積の1/2の合計）が1,000m²以上等を満たすこと※2※3

施行者

地方公共団体
都市再生機構
中心市街地活性化協議会
民間事業者等

国費率

1/3
公益施設の割合が高い（1/10以上）等の一定の要件を満たす場合は、2/5

※1 三大都市圏及び政令指定都市を除く地域では、②の要件を適用せず、③の要件は、空地の整備等により周辺市街地への延焼を防ぐための代替措置がなされることをもって足りる。

※2 複数の小規模な暮らし・にぎわい再生事業を連鎖的に実施する場合であって、各施設の地区面積の合計が概ね1,500m²以上等の要件を満たす場合は、②～④の要件を適用しない。

※3 三大都市圏及び指定市を除き、かつ、人口20万人以下の市町村の地域において敷地面積が1,000m²未満等の要件を満たす公益施設（公民館、情報センター、イベントスペース）を整備する場合、②、④の要件は適用せず、③の要件は、空地の整備等により周辺市街地への延焼を防ぐための代替措置がなされることをもって足りる。